

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の細則及び 施行措置を規定する政令

2015年6月19日付政府組織法、2019年11月22日付政府組織法及び地方政府組織法の改正法に基づき

2020年6月17日付投資法に基づき

2020年6月17日付企業法に基づき

2020年11月13日付契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律に基づき

労働・傷病兵・社会問題省大臣の提案に基づき

政府は、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の細則及び施行措置を規定する。

第1章 総則

第1条. 適用範囲

本政令は、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の以下の条文及び施行措置の細則を規定する。

1. 第10条第2項、第12条第4項、第16条第4項、第17条第6項、第74条第2項に基づく外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許発給の条件及び手続
2. 第8条第2項に基づく一部の市場、分野、職種、作業におけるベトナム人労働者を派遣するサービス事業の条件
3. 第24条第3項、第36条第2項に基づく企業の寄託金の金額、管理及び使用
4. 第25条第5項、第43条第1項c号に基づく労働者の寄託金の上限額、管理、使用及び返還
5. 第54条第2項に基づく出国後に締結する労働契約のオンライン登録条件及び手続
6. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の各施行措置

第2条. 適用対象

1. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業を行う事業単位、ベトナム企業との契約に従い外国で働くベトナム人労働者
2. 出国後に適法な労働契約を締結したベトナム人労働者
3. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業を行うベトナム企業（以下「サービス企業」という。）
4. 訓練・職業技能水準の向上のためにベトナム人労働者を派遣するベトナム企業
5. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣する任務を分掌された中央の省・中央の省と同等の機関・政府に直属する機関に管轄される公的事業単位（以下「事業単位」という。）

6. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の分野に関連する機関、組織、個人

第2章

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許の条件及び手続

第3条. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許

1. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許（以下「事業免許」という。）は、労働・傷病兵・社会問題省大臣によって、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第10条第1項及び本政令に定める各条件を満たした企業に対し発給される。
2. 事業免許は、本政令とともに発行される付録I様式1に基づくA4サイズ（21cm x 29,7cm）の厚紙に、薄黄色の模様、ブロンズドラム背景、国章と労働・傷病兵・社会問題省の略称の英語（MOLISA）が刻印された青色の縁取りのものとする。

第4条. 業務従事者に関する条件

1. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第9条に規定される活動内容ごとに、企業は実施責任を担う少なくとも1人の業務従事者が必須となり、下記の各条件のいずれかを満たさなければならない。
 - a) 法律、人文、社会サービス、社会・行動科学又は経営管理の分野において短期大学程度以上を卒業した者であること。
 - b) 本項 a 号に定める教育分野に準ずる短期大学以上を卒業し、かつ契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣する経験を最低2年間有していること。
2. 業務従事者は社会保険に関する法律の規定に基づき、強制社会保険の加入対象外である者を除き、企業と契約を締結し、強制社会保険に加入しなければならない。
3. サービス企業の契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第9条に定める複数の活動内容を委任される支社は、活動内容ごとに少なくとも1人の業務従事者が必須となり、本条第1項 a 号又は b 号及び第2項に定める基準を満たさなければならない。

第5条. 労働者のためのオリエンテーション教育実施のための施設基準

1. オリエンテーション教育を実施するための施設は、安全条件、衛生条件を確保し、下記の各基準を満たさなければならない。
 - a) 一度に最低100人の研修生を収容できる教室及び寄宿舍を有し、応急処置・救急設備を有する。
 - b) 教室は研修生1人当たり最低1.4m²の面積を有し、学習用の基本的な設備・機材を有する。
 - c) 寄宿舍は研修生1人当たり最低3.5 m²の面積を有し、寄宿舍生活を確保できる基本的な設備を有し、一部屋当たり研修生12人以下の配置とし、寄宿舍は男女別に分かれ、バスルームとトイレを十分に備えている。
2. 企業はオリエンテーション教育のための施設を賃借する場合には、事業免許発給申請時に、賃借期間を少なくとも2年間とする必要がある。
3. サービス企業からオリエンテーション教育を委任される支社は、安全条件、衛生条件を確保した施設を有し、本条第1項 b 号及び c 号に規定する教室と寄宿舍を有し、賃借期間（支社が賃借する場合は最低2年間とする）。
4. サービス企業は、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業を展開する期間中、オリエンテーション教育を実施するための施設の合法的な使用权を維持しなければならない。

第6条. ウェブサイトの条件

1. 企業のウェブサイトはベトナム国のドメイン名（.vn）を有し、企業の基本情報を掲載し、発給された事業免許の写し及び契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者派遣サービス活動の情報を掲載しなければならない。
2. 企業のウェブサイトは、インターネットにおける情報管理・供給・利用に係る法律の規定に基づき、定期的かつ継続的に運営されなければならない。契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第26条第2項b号に定める情報に変更があった場合には、7日間以内に、サービス企業は企業のウェブサイトを更新しなければならない。

第7条. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者派遣サービス事業免許の発給申請書及び各条件に対応する証明文書の様式

1. 本政令とともに公布する付録I様式2号に基づく事業免許発給申請書。
2. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第10条に定める各条件を満たした証明文書。
 - a) 事業免許発給申請時の企業定款の写し1部及び企業法の規定に基づく出資証明文書、株式会社の場合は株主登録最新版の写し1部。
 - b) 本政令とともに公布する付録I様式3号に基づく契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業の寄託金納付証明書の原本1部。
 - c) 法定代表者の事業免許申請時より6か月以内の無犯罪証明書の写し1部、専攻分野卒業証書の写し1部と実務経験を証明する文書の写し1部（任命決定書、労働契約書、労働契約終了書、社会保険加入経歴書又は勤務先による経験証明書のいずれか1つ）。
 - d) 本政令とともに公布する付録I様式4号に基づく契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者派遣サービス事業を実施する業務従事者リストの原本1部、専攻分野卒業証書・外国語の証明書（もしあれば）の写し1部、実務経験（もしあれば）を証明する次のいずれかの文書：業務従事者ごとの労働契約書、労働契約終了書、社会保険加入経歴書又は勤務先による経験証明書。
 - dd) オリエンテーション教育のための住宅と土地に付随するその他資産の所有権の写し1部又はオリエンテーション教育のための施設の賃貸契約書の写し、企業の証明による設備機材リスト、教室・寄宿舎のレイアウト図。
3. 業務従事者に変更がある場合、変更日から7日以内に、サービス企業は本条第2項d号に規定する必要書類を労働・傷病兵・社会問題省に提出しなければならない。
4. オリエンテーション教育のための施設に変更がある場合、変更日から7日以内に、サービス企業は本条第2項dd号に規定する必要な書類を労働・傷病兵・社会問題省に提出しなければならない。

第8条. 電子情報ネットワークを通じた事業免許発給の各機関の協力

1. 計画投資省は事業免許の発給活動のために、労働・傷病兵・社会問題省に企業名称、コード、本社住所、法定代表人、資本金、所有者、企業の株主リストに関する情報を共有する。
2. 労働・傷病兵・社会問題省は、企業に対する行政管理のために、計画投資省に発給した事業免許に関する情報を共有する。
3. 計画投資省と労働・傷病兵・社会問題省間の協力は、各情報技術システムによる電子データ間の接続、共有により実施される。

第9条. 事業免許返却

1. 企業法の規定により統合、買収又は分割されたサービス企業の場合：

企業登録に係る国家データベースにおけるサービス企業の法的地位が統合、買収又は分割された状態に切り替わる日から 15 日以内に、統合企業、買収企業、分割された企業は、労働・傷病兵・社会問題省に事業免許を返却し、本条第 3 項に定める報告を実施する。

2. 解散、破産したサービス企業又は契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の派遣サービス事業を終了した企業の場合：

企業登録に係る国家データベースにおけるサービス企業の法的地位の解散手続がされた日や破産した状態に切り替わる日から 15 日以内又は契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の派遣サービスを終了することについて、企業取締役会、企業所有者又は株主総会によって決議・決定を承認した 5 営業日以内に、企業は労働・傷病兵・社会問題省に事業免許を返却し、本条第 3 項に定める報告を実施する。

3. 企業は、有効な労働者供給契約書、外国で働く労働者リスト、選定した職業訓練・外国語・オリエンテーション教育受講中の労働者リスト、寄託金や労働者から収受した各料金及び海外労働助成基金への寄付について、労働・傷病兵・社会問題省に書面にて報告する。

第 10 条. 事業免許取消

1. 事業免許申請書類の原本を発行した所轄公安当局又は管轄機関から事業免許申請内容が偽造であるとの確認書があった場合、当該書面を受領した日から 10 日以内に、労働・傷病兵・社会問題大臣が事業免許取消の決定を行う。

2. サービス企業は契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 10 条に規定する各条件を維持しない場合、第 7 条第 1 項、2 項、5 項、6 項、7 項、8 項、11 項、12 項、13 項のいずれかに違反した場合又は第 26 条第 2 項 c, e, g, h, i 号に規定する義務を十分に実施しなかったため、労働者に対し物質的・精神的に深刻な被害を与えた場合には、当該違反行為について管轄機関に記録された日から 10 日以内に、労働・傷病兵・社会問題省大臣が事業免許取消の決定を行う。

3. サービス企業は、自然災害、疫病、戦争、政治不安、経済不況又は他の不可抗力的な理由ではなく、24 か月連続でベトナム人労働者を外国に派遣せず、外国側が当該サービス企業の事情により労働者を受け入れる事ができない場合、24 か月目の最終日から 10 日以内に、労働・傷病兵・社会問題省大臣が事業免許取消の決定を行う。

4. 労働・傷病兵・社会問題省大臣が事業免許取消の決定を出して 15 日以内に、企業は、有効な労働者供給契約書、外国で働く労働者リスト、選定した職業訓練・外国語・オリエンテーション教育受講中の労働者リスト、寄託金や労働者から収受した各料金及び海外労働助成基金への寄付について、労働・傷病兵・社会問題省に書面にて報告する。

第 11 条. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 74 条第 1 項 b 号に規定する事業免許の変更に係る書類・手続

1. 書類：

a) 本政令とともに公布する付録 I 様式 5 号に基づく事業免許変更の申請書。

b) 本政令とともに公布する付録 I 様式 6 号に基づく契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 10 条第 1 項 a, b, d, dd, e 号に規定する条件を満たしていることの報告書。

c) 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律 No. 72/2006/QH11 号の規定に従って発給された有効な事業免許の原本。

2. 手続

a) サービス企業は書類の 1 部を直接窓口申請、郵便で労働・傷病兵・社会問題省宛に発送又はオンラインでポータルサイト (www.dolab.gov.vn) に申請する。

b) 規定通りの書類を受領した日から 10 日以内に、労働・傷病兵・社会問題省大臣はサービス企業の事業免許変更を検討し事業免許を変更する。事業免許の変更を発給しない場合は、労働・傷病

兵・社会問題省が書面にて回答し理由を明確にする。

第3章

一部の市場、分野、職種、作業における労働者派遣サービス事業の条件

第1節

台湾（中国）で働くベトナム人労働者派遣サービス事業の条件

第12条. 台湾（中国）で働くベトナム人労働者派遣サービス事業の条件

サービス企業は契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第10条に規定する各条件を維持し、下記の各条件を満たさなければならない。

1. 活動内容を実施するための業務従事者を十分に有し、次の各規準を満たさなければならない。
 - a) 最低 HSK5 の中国語能力又はこれに相当する能力を持ち、海外労働市場の開拓、開発の活動を実施する業務従事者が少なくとも1人いること。
 - b) 最低 HSK5 の中国語能力又はこれに相当する能力を持ち、台湾（中国）で働くベトナム人労働者派遣に関する最低1年間の経験を有する労働者管理活動を実施する業務従事者が少なくとも1人いること。
 - c) 台湾（中国）で働くベトナム人労働者派遣に関する最低1年間の経験を有するオリエンテーション教育活動を実施する業務従事者が少なくとも1人いること。
2. 台湾（中国）の管理当局に紹介するために労働・傷病兵・社会問題省に申請する日までの2年以内に契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者分野における法律に違反し処罰を受けていないこと。

第13条. 台湾（中国）で働くベトナム人労働者派遣サービス事業の登録書類・手続

1. 書類

- a) 本政令とともに公布した付録I様式7号に基づく申請書。
- b) 卒業証書、外国語能力証明書の写し1部、本政令第12条第1項に規定する業務従事者の実務経験を証明する文書の写し1部（労働契約書、労働契約終了書、社会保険加入経歴書又は勤務先の経験証明書のいずれか一つ）。

2. 手続

- a) サービス企業は書類の1部を直接窓口申請、郵便で労働・傷病兵・社会問題省宛に発送又はオンラインでポータルサイト (www.dolab.gov.vn) に申請する。
- b) 規定通りの書類を受理した日から5営業日以内に、労働・傷病兵・社会問題省は台湾（中国）の管轄機関宛の紹介状を発給する。紹介しない場合は、労働・傷病兵・社会問題省が書面にて回答し理由を明確にする。

第14条. 台湾（中国）で働くベトナム人労働者リストの承認

1. 台湾（中国）で働く労働者を派遣する前に、サービス企業は承認のために、労働・傷病兵・社会問題省に労働者リストを提出しなければならない。
2. 労働者の査証取得の申請書類を提出する少なくとも5営業日以内に、サービス企業は承認された労働者供給契約ごとの労働者リスト（氏名、生年月日、性別、住所、パスポート/ID番号、労働者の電話番号、労働者受入国、出国費用の予定総額）を直接窓口申請、郵便で労働・傷病兵・社会問題省宛に発送又はオンラインでポータルサイトに申請する (www.dolab.gov.vn) 。
3. 労働者リストを受理した日から5営業日以内に、労働・傷病兵・社会問題省は当該リストを承認す

る。承認しない場合は、労働・傷病兵・社会問題省が書面にて回答し理由を明確にする。

第 2 節 日本で働くベトナム人労働者派遣サービス事業の条件

第 15 条. 日本で働くベトナム人労働者派遣サービス事業の条件

サービス企業は契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 10 条に規定する各条件を維持し、下記の各条件を満たさなければならない。

1. 活動内容を実施するための業務従事者を十分に有し、次の各規準を満たさなければならない。
 - a) 最低 N2 の日本語能力（JLPT 基準）又はこれに相当する能力を持ち、海外労働市場の開拓、開発の活動を実施する業務従事者が少なくとも 1 人いること。
 - b) 最低 N2 の日本語能力又はこれに相当する能力を持ち、日本で働くベトナム人労働者派遣に関する最低 1 年間の経験を有する労働者管理活動を実施する業務従事者が少なくとも 1 人いること。
 - c) 日本で働くベトナム人労働者派遣に関する最低 1 年間の経験を有するオリエンテーション教育活動を実施する業務従事者が少なくとも 1 人いること。
2. 労働・傷病兵・社会問題省と日本の管轄機関との合意に基づく日本で働くベトナム人労働者派遣事業サービス企業に対する条件を満たすこと。

第 16 条. 日本で働くベトナム人労働者派遣サービス事業の登録書類・手続

1. 書類：
 - a) 本政令とともに公布した付録 I 様式 8 号に基づく申請書
 - b) 卒業証書、外国語能力証明書の写し 1 部、本政令第 15 条第 1 項に規定する業務従事者の実務経験を証明する文書の写し 1 部（労働契約書、労働契約終了書、社会保険加入経歴書又は勤務先の経験証明書のいずれか一つ）。
2. 手続
 - a) サービス企業は 1 部の書類を直接窓口申請、労働・傷病兵・社会問題省宛に郵便で発送又はオンラインでポータルサイトに申請する（www.dolab.gov.vn）。
 - b) 規定通りの書類を受領した日から 5 営業日以内に、労働・傷病兵・社会問題省は承認し、日本の管轄機関に書面を送付する。承認しない場合は、労働・傷病兵・社会問題省が書面にて回答し理由を明確にする。

第 17 条. 介護職として日本で働くベトナム人労働者派遣サービス事業の条件

サービス企業は契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 10 条に規定する各条件を維持し、下記の各条件を満たさなければならない。

1. 日本で働くベトナム人労働者提供契約の期間中であること。
2. 企業の介護職の技能訓練、外国語教育のための教育施設又は下記の各規準を満たした職業訓練施設との教育連携を有すること。
 - a) 日本語教育用の基本的な視聴覚機器を有し、日本の介護職の技能訓練用の車いす、歩行器、医療用ベッド、食事用机椅子、手すり壁、シャワー椅子、風呂、ポータブルトイレ及び医療用キャビネットを有すること。
 - b) 日本のプログラムに沿った労働者に対する介護職技能訓練をする講師が少なくとも 1 人いること。

- c) 日本のプログラムに沿った労働者に対する日本語教育を行う最低 N2 の日本語能力（JLPT 基準）又はこれに相当する能力を有する日本語の講師が少なくとも 1 人いること。

第 18 条. 介護職として日本で働くベトナム人労働者派遣サービス事業の登録書類・手続

1. 書類：

- a) 本政令とともに公布した付録 I 様式 9 号に基づく申請書
- b) 本政令第 17 条第 2 項 a 号に規定する設備機材、演習教室の写真
- c) 本政令第 17 条第 2 項 b 号、c 号に規定する介護職技能訓練の講師の介護専門の卒業証書の写し 1 部及び日本語教育の講師の卒業証書・日本語能力証明書の写し 1 部

2. 手続：

- a) サービス企業は 1 部の書類を直接窓口に申請、労働・傷病兵・社会問題省宛に郵便で発送又はオンラインでポータルサイトに申請する（www.dolab.gov.vn）。
- b) 規定通りの書類を受理した日から 5 営業日以内に、労働・傷病兵・社会問題省は承認し、日本の管轄機関に書面を送付する。承認しない場合は、労働・傷病兵・社会問題省が書面にて回答し理由を明確にする。

第 19 条. 日本で働くベトナム人労働者リストの承認

- 1. 日本で働く労働者を派遣する前に、サービス企業は承認のために労働・傷病兵・社会問題省に労働者リストを提出しなければならない。
- 2. サービス企業は、承認された労働者供給契約毎の労働者リスト（氏名、生年月日、性別、住所、パスポート/ID カード、労働者の電話番号、労働者受入国、出国予定日）を直接窓口に申請、労働・傷病兵・社会問題省宛に郵便で発送又はオンラインでポータルサイトに申請する（www.dolab.gov.vn）。
- 3. 労働者リストを受理した日から 5 営業日以内に、労働・傷病兵・社会問題省は当該リストを承認する。承認しない場合は、労働・傷病兵・社会問題省が書面にて回答し理由を明確にする。

第 3 節

外国で家事労働者として働くベトナム人労働者派遣サービス事業の条件

第 20 条. 外国で家事労働者として働くベトナム人労働者派遣サービス事業の条件

サービス企業は契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 10 条に規定する各条件を維持し、下記の各条件を満たさなければならない。

- 1. 受入国で働くベトナム人労働者提供契約の期間中であること。
- 2. 活動内容を実施するための業務従事者を十分に有し、下記の各規準を満たさなければならない。
 - a) 労働者受入国に適する外国語能力を持ち、受入国で働くベトナム人労働者派遣に関する最低 1 年間の実務経験を有し、海外労働市場の開拓、開発の活動を実施する業務従事者が少なくとも 1 人いること。
 - b) 労働者受入国に適する外国語能力を持ち、受入国で働くベトナム人労働者派遣に関する最低 1 年間の実務経験を有する労働者管理のための外国駐在業務従事者が少なくとも 1 人いること。
 - c) 受入国で働くベトナム人労働者派遣に関する最低 1 年間の実務経験を有するオリエンテーション教育活動を実施する業務従事者が少なくとも 1 人いること。
- 3. 労働者が外国で家事労働者として働く経験を持ち又は労働・傷病兵・社会問題省のガイドラインに基づく労働者受入国の要求に沿った家事労働者の知識及び外国語能力を持つようにしなければならない。

第 21 条. 家事労働者として働くベトナム人労働者派遣サービス事業の登録書類・手続

1. 書類：

- a) 本政令とともに公布した付録 I 様式 10 号に基づく申請書
- b) 卒業証書、外国語能力証明書の写し 1 部、本政令第 20 条第 2 項に規定する業務従事者の実務経験を証明する文書の写し 1 部（労働契約、労働契約終了書、社会保険加入経歴書又は勤務先の経験証明書のいずれか一つ）

2. 手続：

- a) サービス企業は 1 部の書類を直接窓口に申請、郵便で労働・傷病兵・社会問題省宛に発送又はオンラインでポータルサイトに申請する（www.dolab.gov.vn）。
- b) 規定通りの書類を受理した日から 5 営業日以内に、労働・傷病兵・社会問題省は企業が家事労働者として外国で働くベトナム人労働者派遣サービス事業に参加するための承認書を発給する。承認しない場合は、労働・傷病兵・社会問題省が書面にて回答し理由を明確にする。

第 22 条. 家事労働者として外国で働くベトナム人労働者リストの承認

1. 家事労働者として外国で働く労働者を派遣する前に、サービス企業は承認のために、労働・傷病兵・社会問題省に労働者リストを提出しなければならない。
2. 労働者の査証取得の申請書類を提出する少なくとも 5 営業日以内に、サービス企業は承認された労働者供給契約ごとの労働者リスト（氏名、生年月日、性別、住所、パスポート/ID 番号、労働者の電話番号、外国語及び家事労働者としての技能訓練期間又は適切な実務経験、出国予定日、労働者受入国及び労働者の使用者の名称・住所）を労働・傷病兵・社会問題省の直接窓口に申請、郵便で発送又はオンラインでポータルサイトに申請する（www.dolab.gov.vn）。
3. 労働者リストを受理した日から 5 営業日以内に、労働・傷病兵・社会問題省は当該リストを承認する。承認しない場合は、労働・傷病兵・社会問題省が書面にて回答し理由を明確にする。

第 IV 章

サービス企業の寄託金の金額、管理及び使用

第 1 節

サービス企業の寄託金

第 23 条. 寄託金額

1. 企業は銀行又はベトナムで合法的に設立及び運営されている外国銀行の支社（以下「寄託金受領銀行」という。）に 20 億ドンの寄託を行う。
2. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者派遣サービス事業を支社に委任するサービス企業は、委任した支社ごとに追加で 5 億ドンの寄託を行う。

第 24 条. 寄託金の管理

1. 企業と寄託金受領銀行は、企業名、企業コード、住所、法定代表者；寄託金受領銀行名、住所、法定代表者；寄託金額、寄託目的；合意した寄託金の預金金利；その利子の支払方法；寄託金使用；寄託金の引出；寄託金保全用口座の決済、関係者間の責任、その他法律の規定に従った内容を含む寄託契約の締結に合意する。
2. 寄託金受領銀行は本政令とともに公布した付録 I 様式 3 号に基づき企業の寄託について書面で認証する。

3. 寄託金は法律の規定に基づき寄託金受領銀行に保全される。

第 25 条. 寄託金の使用

1. 寄託金は労働・傷病兵・社会問題省の書面による要請に基づき、下記の場合にのみ使用される。
 - a) サービス企業が、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 26 条第 2 項 c、dd、h 号に規定する義務を実施しない又は十分に義務を実施しない場合。
 - b) 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 26 条第 2 項 e、g 号の規定を実施するための国の管轄機関の要請に従う場合。
 - c) サービス企業が、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業における他の義務を実施しない又は十分に義務を実施しない場合。
2. 寄託金を使用した日から 30 日後に、サービス企業が使用した寄託金を補填しない及び規定に従った寄託金額を確保しない場合は、寄託金受領銀行は労働・傷病兵・社会問題省宛に書面で通知する責任がある。
3. 企業は下記の場合において寄託金を受け取ることができる。
 - a) 企業が契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許の発給の申請書を提出しない場合；

企業は寄託金を受け取るために寄託金受領銀行に寄託認証原本を 2 部提出する。
 - b) 企業が契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許を発給されない場合、別の口座に寄託するために保全用の口座決済を申請する場合又は規定に従って破産する場合；

労働・傷病兵・社会問題省は、書面で寄託金受領銀行に企業へ返還することを要求する。
 - c) 企業が契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許を返却又は事業免許を取り消された後に、外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業に関する義務を十分に履行した場合；

企業は契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 27 条第 1 項に規定する義務を終了した証明資料に付属して公布される報告書及び海外労働助成基金に十分に寄付した資料を労働・傷病兵・社会問題省に送付する。報告書を受理した日から 15 日以内に、労働・傷病兵・社会問題省は書面で寄託金受領銀行に対し寄託金を企業に返却することを要求する。承認しない場合は、労働・傷病兵・社会問題省が書面にて回答し理由を明確にする。
 - d) サービス企業が支社の外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業の任務の委任を終了する又は支社が営業を終了する場合；

サービス企業は、労働・傷病兵・社会問題省に支社の任務の委任を終了すること又は支社が営業を終了することについて報告する。報告書を受理した日から 5 営業日以内に、労働・傷病兵・社会問題省は企業による支社の寄託金を返還することを寄託金受領銀行に書面で要求する。

第 2 節

外国における訓練・職業技能水準の向上のためにベトナム人労働者を派遣するベトナム企業の寄託金

第 26 条. 寄託金額

1. 企業は銀行又はベトナムで合法的に設立及び運営されている外国銀行の支社（以下「寄託金受領銀行」という。）に寄託を行う。
2. 寄託金額は、実習労働者受入契約における外国で働く労働者数に基づいて計算した勤務場所からベトナムに帰国するためのエコノミークラスの航空券の片道運賃の 10% とする。

第 27 条. 寄託金の管理

1. 企業と寄託金受領銀行は、企業名、企業コード、住所、法定代表者；寄託金受領銀行名、住所、法定代表者；寄託金額、寄託目的；合意した寄託金の預金金利；その利子の支払方法；寄託金使用；寄託金の引出；寄託金保全用口座の決済、関係者間の責任、その他法律の規定に従った内容を含む寄託契約の締結に合意する。
2. 寄託金受領銀行は、本政令とともに公布した付録 I 様式 3 号に基づき企業の寄託について書面で認証する。
3. 寄託金は法律の規定に基づき寄託金受領銀行に保全される。

第 28 条. 寄託金の使用

1. 寄託金は契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 41 条第 2 項 dd、h、k、m 号に規定する企業の各義務を確保するために使用され、労働・傷病兵・社会問題省（90 日以上外国における訓練・職業技能の水準の向上に関する職業技能訓練契約の場合）又は企業の本社が所在している省人民委員会に属する労働専門機関（90 日未満の外国における訓練・職業技能の水準の向上に関する職業技能訓練契約の場合）の書面による要求にのみ使用される。
2. 寄託金を使用した日から 30 日後に、企業が使用した寄託金を補填しない及び規定に従った寄託金額を確保しない場合は、寄託金受領銀行は労働・傷病兵・社会問題省（90 日以上外国における訓練・職業技能の水準の向上に関する職業技能訓練契約の場合）又は企業の本社が所在している省人民委員会に属する労働専門機関に通知する責任を有する。
3. 証明資料とともに、労働者との外国での職業技能訓練契約を清算した企業の報告書を受領した日から 5 営業日以内に、労働・傷病兵・社会問題省（90 日以上外国における訓練・職業技能の水準の向上に関する職業技能訓練契約の場合）又は企業の本社が所在している省人民委員会に属する労働専門機関（90 日未満の外国における訓練・職業技能の水準の向上に関する職業技能訓練契約の場合）は寄託金受領銀行に対し、企業へ寄託金の返還を要求する。

第 V 章

労働者による寄託金の上限額、管理、使用及び返還

第 1 節

サービス企業への労働者の寄託金

第 29 条. 労働者による寄託金の上限額

サービス企業と労働者は寄託金受領銀行、寄託について合意し、そのうち、寄託金は本政令とともに公布された付録 II に規定する上限額を超えてはならず、外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約書に明確に記入しなければならない。

第 30 条. 寄託の実施

1. 労働者、サービス企業及び寄託金受領銀行は、労働者の名前、ID/パスポート番号、住所；寄託金受領銀行名、企業名、住所、法定代表者；寄託金額；寄託目的；寄託金の預金金利及びその利子の支払方法；寄託使用；寄託引出；寄託金保全用口座の決済；法令に基づく関係者の責任等を含む外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約の義務を履行するための寄託契約の締結に合意する。
2. 寄託は、サービス企業と労働者が外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約に署名し労働者が外国側に就労を許可された又はビザを発給された後にのみ行われる。

第 31 条. 寄託金の管理及び使用

1. 労働者の寄託金は、外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約に従って労働者の過失により企業に生じた損害の賠償に充てるために使用される。
2. サービス企業及び労働者又は労働者に委任された者は、労働者による賠償の金額を合意し、契約の清算に関する文書に記載する。

第 32 条. 寄託金の返還

1. 労働者の寄託金を返還する場合
 - a) 労働者が外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約を完了した又は契約期間終了前に契約の解除を行ったが、企業に損害を与えない場合；労働者が、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の第 6 条第 1 項 dd 号の規定に従って外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約を一方的に解除する場合
 - b) 労働者は寄託金を納付したが、企業が誓約期間内に外国で働く労働者を派遣することができない又は出国を待つ期限が過ぎて労働者に外国で働くニーズがなくなった場合
 - c) 労働者が企業に損害を与えない場合
 - d) 外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約に従って、労働者の過失により企業に生じた損害の賠償に充てた後に寄託金が余った場合
2. 労働者の寄託金を返還する手続
 - a) 本条第 1 項 a、b、c 号に該当する場合、外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約の清算に関する文書に基づき、寄託金受領銀行は寄託金（元本と利子を含む）を労働者又は労働者に委任された人に返還する；
 - b) 本条第 1 項 d 号に該当する場合、寄託金受領銀行は、外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約の清算に関する文書、法的に有効な不服申立て解決の決定、成立した和解文書又は発効した裁判所の決定に基づいて、寄託金（元本と利子を含む）を労働者に返還する。
3. サービス企業が、労働者が規定に従って寄託金を受け取るための手続を実施しなかった場合又は本政令第 31 条 2 項に基づく労働者との合意に達しない場合、労働者は不服申立て解決のプロセス、手続に従った解決のため、労働・傷病兵・社会問題省に書面で請願するか法律の規定に従って提訴する権利を有する。
4. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 28 条第 3 項又は第 29 条第 3 項 a 号に基づき、企業が権利及び義務を他のサービス企業に譲渡する場合、労働者に寄託金を返還するための外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約の清算責任はその譲渡先のサービス企業に属する。
5. 破産した企業が、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 29 条第 3 項 b 号の規定に従って、労働・傷病兵・社会問題省に書類を引き渡す場合、同省は、寄託金受領銀行に対して、労働者への寄託金の返還に関する文書を送付する。

第 2 節 事業単位への労働者の寄託

第 33 条. 寄託措置

1. 事業単位と労働者は、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 42 条第 1 項に規定されている国際合意に従って、寄託措置について合意する。
2. 国際合意で寄託措置が定められていない場合、事業単位と労働者は民法の規定に従って寄託について合意するが、その金額は本政令とともに発行された付録 II に定められた寄託金の上限を超えてはならない。

第 34 条. 寄託の実施

1. 労働者、事業単位及び寄託金受領銀行は、労働者の名前、ID/パスポート番号、住所；事業単位名、住所、法定代表者；寄託金受領銀行名、住所、法定代表者；寄託金額；寄託目的；寄託金の預金金利及びその利子の支払い方法（寄託金の場合）；寄託使用；寄託返還；法令に基づく関係者の責任等を含む、外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約の義務を履行するための寄託契約の締結に合意する。
2. 寄託措置は、事業単位と労働者が外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約に署名し、労働者が外国側に就労を許可された又はビザを発給された後にのみ行われる。

第 35 条. 寄託資産の管理及び使用

1. 労働者の寄託は外国で働くベトナム人を派遣する契約に従って、労働者の過失により事業単位に生じた損害の賠償に使用される。
2. 事業単位と労働者又は労働者に委任された人は、損害の補償額について合意し、それを契約清算文書に記載する。

第 36 条. 寄託の返還

1. 労働者の寄託が返還される場合
 - a) 労働者が外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約を完了した又は契約期間終了前に契約の解除を行ったが、事業単位に損害を与えない場合；労働者が、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の第 6 条第 1 項 dd 号の規定に従って、外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約を一方的に解除する場合；
 - b) 労働者が寄託金を納付したが、事業単位が外国で働く労働者を派遣することができない場合；
 - c) 労働者が事業単位に損害を与えない場合；
 - d) 外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約に従って、労働者の過失により事業単位に生じた損害の賠償に充てた後に寄託金が余った場合
2. 労働者の寄託を返還する手続
 - a) 本条第 1 項 a、b、c 号に該当する場合、外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約の清算に関する文書に基づいて、寄託金受領銀行は寄託金（寄託金の場合には元本と利子を含む）を労働者又は労働者に委任された人に返還する；
 - b) 本条第 1 項 d 項に該当する場合、外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約の清算に関する文書、法的に有効な不服申立て解決の決定、成立した和解文書又は発効した裁判所の決定に基づいて、寄託金受領銀行は寄託金（寄託金の場合には元本と利子を含む）を労働者に返還する。
3. 事業単位が、労働者が規定に従って寄託を受け取るための手続を実施しなかった場合又は本政令第 35 条第 2 項に基づく労働者との合意に達しない場合、労働者は不服申立て解決のプロセス、手続に従った解決のため、事業単位の管轄機関に書面で請願するか法律の規定に従って提訴する権利を有する。

第 VI 章

出国後に締結された労働契約のオンライン登録の条件、手続

第 37 条. 出国後に締結された労働契約のオンライン登録の条件

1. ベトナムの法律の規定に従って、出国禁止、出国許可無し、出国停止に該当しないこと。
2. 適法な労働契約を有すること。

3. 労働契約を履行する期間中に所在国で合法的に居住していること。

第 38 条. 労働契約のオンライン登録及び海外労働助成基金への寄付

1. 労働者は、本政令とともに発行された付録 I 様式 12 号に従って、ポータルサイト (www.dolab.gov.vn) で労働契約をオンラインで登録する；労働者の労働契約書の電子文書、個人情報と署名のあるパスポートページ、居住許可書又は契約履行期間中の所在国での合法的な居住を証明するその他の文書をアップロードする。
2. 契約のオンライン登録を受理した日から 5 営業日以内に、労働・傷病兵・社会問題省は契約のオンライン登録を承認し、同時に所在国におけるベトナム代表機関に通知する。労働契約の登録を承認しない場合は労働・傷病兵・社会問題省は明確な理由を説明しなければならない。
3. 契約登録の承認に関する労働・傷病兵・社会問題省の通知を受け取った後、労働者は、現金支払い又は基金の口座への送金により海外労働助成基金に寄付する。

第 VII 章 実施調整

第 39 条. 労働・傷病兵・社会問題省の責任

1. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法令を策定する。
2. 関係機関と連携して海外労働市場を調査し、開発する。
3. 国際条約に関する法律に従って、労働に関する国際条約を交渉し、署名のため管轄機関に提案する；国際合意に関する法律に従って、労働に関する国際合意に署名する。
4. サービス企業の業務従事者に対して契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業のノウハウに関する研修を行う。
5. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許の発給及び取消を決定する。
6. IT システムを構築及びアップグレードして、この政令及び関連法令の規定に従って、国家管理機関間でデジタルデータの接続と共有を展開する。
7. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する政策と法令；ベトナムが署名した契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する国際条約及び合意に関する情報；ベトナム人労働者を受け入れる市場の政策と法律；契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス企業のリスト；契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許の返却又は取り消された企業のリストをポータルサイト (www.molisa.gov.vn、www.dolab.gov.vn) に掲載し、定期的に更新する。
8. 海外に投資するベトナムの組織や個人、契約に基づいて外国で働く企業及びベトナム人労働者の契約の報告と登録を組織し、指導する；報告と登録された契約の履行を監視する。
9. 法令に従って、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者派遣事業に関する不服申立て、告発を解決する。
10. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者派遣事業に対する検査、査察を組織し実施する。
11. 外務省と連携して公務員を派遣し、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の管理業務の実施、指導、実施細則の制定を行い、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の適法な権利・利益を保護する。
12. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の分野に関する統計及び情報発信を組織し、実施する。
13. 外務省、公安省、財政省、計画投資省、ベトナム国家銀行、地方自治体、契約に基づいて外国で

働くベトナム人労働者の分野におけるその他の関連機関及び組織と連携する。

14. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の国家管理において、地方の国家管理機関を指導、案内、連携する。

第40条. 外務省の責任

1. 労働・傷病兵・社会問題省、関連省庁と連携して、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する方針及び政策について検討し、政府に提案する。
2. 外国におけるベトナム代表機関に下記の業務の実施を指導し、案内する。
 - a) ベトナムの法律、所在国の法律及びベトナムと所在国が加盟している国際条約に従って、所在国で働くベトナム人労働者の領事保護、適法な権利・利益の保護をする；
 - b) 国内当局と連携して、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関連して所在国で発生する問題を処理し、ベトナム人労働者を受け入れる外国市場を開拓するための調査と情報提供をする；
 - c) 労働・傷病兵・社会問題省及び関連機関と連携して、海外労働市場開発の促進活動を組織する；
 - d) 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者のデータベースシステムで外国で働くベトナム人労働者に関する情報を活用する；
 - dd) 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する国家の政策、法令を広報し普及する；
 - e) 出国後に締結した労働契約を登録するよう、外国で働くベトナム人労働者を誘導する。

第41条. 公安省の責任

1. あらゆるレベルの公安部隊に、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する国家安全、社会秩序及び安全に関する違反行為を積極的に防止、発見及び適時に処理するよう指導する。
2. 外国にベトナム人を不法に派遣する行為若しくはベトナム人を出国させる又は他の目的で外国に派遣するため、契約に基づいて外国で働く形態を利用する行為を発見し、適時に処理する。
3. 受入国によって退去強制又は強制送還されたベトナム人労働者の受入れにおいて、労働・傷病兵・社会問題省、外国におけるベトナム代表機関及び受入国の関連機関と連携する。

第42条. 計画投資省の責任

1. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業の国家管理を行うために、労働・傷病兵・社会問題省に対して、事業免許を申請する企業及びサービス企業の企業名、コード番号、主たる所在地、法定代表者、定款資本、所有者に関する情報、会員及び株主のリストを共有する。
2. 対外投資組織や個人との契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の管理に連携するため、対外投資登録証明書の発行、修正又は取消については、発行、修正又は取消決定の発行日から5日以内に、労働・傷病兵・社会問題省に対して通知する。

第43条. 省、省級機関、政府付属機関の責任

1. 管理下にある事業単位によって海外に派遣されたベトナム人労働者に関する問題の解決を指導する。
2. 法令の規定に従って、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣する管理下にある事業単位に関する不服申立て、告発を解決する。
3. 労働・傷病兵・社会問題省と連携して、省庁の管理下にある分野の特定の業種、職種及び仕事において、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を管理する。

第 44 条. 省、中央直轄市の人民委員会の責任

1. その地域での外国で働くベトナム人労働者の国家管理を行う。
2. 以下の内容について直轄の専門機関及び下位レベルの人民委員会を指導する。
 - a) 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する国の方針、政策及び法律を広報し、普及する。
 - b) 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス企業、地元での労働者の採用、外国で働く地元の労働者を管理する事業単位をサポートする。
 - c) 法律上の所掌範囲に従って、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の分野に関連する組織、個人の不服申立て、告発を解決する；
 - d) 外国で働くベトナム人労働者を派遣する組織及び個人の地元での違反を検査、査察し適時に処理する；
 - dd) 外国の雇用主と直接締結された労働契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の契約登録の受理を組織し、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関するデータベースシステムを更新する；
 - e) 訓練・職業技能水準の向上のためにベトナム人労働者を 90 日未満の期間で外国に派遣するベトナム企業の契約登録の受理を組織する。
3. 地元での契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の状況について、労働・傷病兵・社会問題省に毎年報告し、また要請に応じて臨時に報告する。

第Ⅷ章 施行条項

第 45 条. 施行日

1. 本政令は 2022 年 1 月 1 日に施行される。
2. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の一部の条項の施行を詳細に規定する 2020 年 4 月 3 日付政令第 38/2020/ND-CP；企業の寄託金及び契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の寄託金の管理及び使用を規定する 2007 年 9 月 4 日付労働・傷病兵・社会問題省及びベトナム国家銀行の共同通達第 17/2007/TTLT-BLDTBXH-NHNNVN は、本政令の施行日に失効する。

第 46 条. 経過措置

1. 本政令の発効日より前に外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許が発給された企業は、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の第 10 条第 1 項 a、b、d、dd 及び e 号並びに本政令の第 4 条、第 5 条、第 6 条に規定される条件を満たすために、見直し、補足・修正し、本政令とともに発行された付録 I の様式 6 号に基づいて報告し、様式 3 号に従って寄託金の納付を認証し、2023 年 1 月 1 日までに労働・傷病兵・社会問題省に提出する。
2. 台湾（中国）、日本へのベトナム人労働者の派遣、外国への家事労働者の派遣を承認されたサービス企業は、これらの市場、分野、職種及び仕事で働くために労働者を引き続き派遣することができ、同時に、2023 年 1 月 1 日までに、本政令の第 III 章で規定された条件を満たすために見直し、補足・修正する責任を負う。
3. 労働者とサービス企業又は事業単位との寄託金の合意は、本政令の施行日前に締結された場合は、合意及び法律の規定に従って引き続き実施される。

第 47 条. 施行責任

大臣、省と同格の機関の長、政府所属機関の長、省・中央直轄市の人民委員会の委員長及び本政令の適用対象は、本政令の実施に責任がある。

宛先

- 共産党中央書記局
- 首相、各副首相
- 各省、省同格機関、政府付属機関
- 各省、中央直轄市の人民委員会、人民評議会
- 共産党中央事務局及び各局
- 書記長事務局
- 国家主席府
- 国会の民族評議会及び各委員会
- 国会事務局
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計検査院
- 国家財政監督委員会
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体の中央機関
- 首相府：官房長官、各副官房長官、首相補佐官、ポータルサイトの長、付属部局・単位、公報
- 保管：文書、科学・教育・文化・社会局（2）

政府代表
首相代理署名
副首相

ヴ・ドック・ダム

付録 I
様式

(2021 年 12 月 10 日付の政令第 112/2021/ND-CP に添付)

| | |
|---------|--|
| 様式 1 号 | 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許 |
| 様式 2 号 | 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許発給の申請書 |
| 様式 3 号 | 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業の寄託金納付証明書 |
| 様式 4 号 | 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業を実施する業務従事者のリスト |
| 様式 5 号 | 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 72/2006/QH11 に従って発給された事業免許変更の申請書 |
| 様式 6 号 | 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 10 条第 1 項 a、b、d、dd 及び e 号に規定される条件を満たしていることに関する報告 |
| 様式 7 号 | 台湾（中国）で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業登録申請書 |
| 様式 8 号 | 日本で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業登録申請書 |
| 様式 9 号 | 介護職として日本で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業登録申請書 |
| 様式 10 号 | 家事労働者として外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業登録申請書 |
| 様式 11 号 | 実習労働者受入契約を実施するための寄託金納付証明書 |
| 様式 12 号 | 出国後に直接締結した労働契約のオンライン登録様式 |

労働・傷病兵・社会問題省

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

No. /LDTBXH-GP

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許

発給...年...月...日¹

年...月...日に...回目の情報修正

労働・傷病兵・社会問題省大臣は

2020年11月13日付の契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律に基づき；

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の細則及び施行措置を規定する 2021年...
月...日付の政令第.../2021/ND-CPに基づき；

海外労働管理局長の要請を踏まえて

以下のとおり決定する。

第1条. 以下に対する事業免許発給

ベトナム語での企業名²

外国語での企業名

企業名の略称

企業コード番号：..... 年...月...日に初回の登録 発給機関：.....

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者サービス事業における法定代表者 Mr/Ms

第2条. 事業場所

1. 主たる所在地

住所：

電話番号：..... メール：

2. オリエンテーション教育のための施設

住所：

電話番号：..... メール：

3. ウェブサイトのリンク：

第3条. 企業の義務

1. 事業を展開するプロセスにおいて、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業の条件を維持する。

2. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法令の規定を十分に遵守する。

第4条. 効力

本事業免許は署名日に発効する。

この事業免許は3部の原本で作成され、1部は企業に発給され、1部は労働・傷病兵・社会問題省に保管され、1部は海外労働管理局に保管される。

大臣
(又は委任を受けた人)

¹外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 72/2006/QH11 に基づいて、.....年.....月.....日に発給された事業免許番号...../LDTBXH-GPから変更でき、.....年.....月.....日に.....回目の変更をした。

²大文字での記載。

企業名

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

No:

....., 年...月...日...

契約に基づいて外国で働くベトナム
人労働者を派遣するサービス事業免
許発給の申請について

宛先：労働・傷病兵・社会問題省

- 1. ベトナム語での企業名¹
- 外国語での企業名
- 企業名の略称
- 企業コード番号..... 年...月...日に初回の登録、 発給機関：.....

- 2. 主たる所在地:
- 電話番号: メール:
- ウェブサイトのリンク:

- 3. 定款資本:

- 4. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者サービス事業における法定代表者

Mr/Ms..... 肩書

労働・傷病兵・社会問題省が契約に基づいて外国で働くベトナム人を派遣するサービス事業免許を発給し、...³で働く労働者を派遣するため、...²の管轄機関に紹介するよう要請する。

添付書類は以下を含む。

- 1
- 2
-

企業は、申請内容並びに添付書類の合法性、正確性及び真実性について、法律上の責任を負うことを誓う。

法定代表者

(署名、押印、氏名及び肩書明記)

¹ 大文字での記載

² 日本又は／及び台湾（中国）

³ 日本又は／及び台湾（中国）

銀行名

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

No:

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業の寄託金納付証明書

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の細則及び施行措置を規定する 2021 年...月...日付の政令第.../2021/ND-CP 及び企業と銀行の間で締結された.....年.....月.....日付の寄託金保全契約番号.....に基づき

銀行

住所

連絡先の電話番号

Fax:

以下のとおり認証する。

ベトナム語での企業名:

企業名の略称:

企業のコード番号:

主たる所在地:

電話番号..... Fax.....

口座名義..... 肩書

銀行の寄託金保全用口座に..... (文字で記す:.....) の寄託金を全額納付した。

上記の寄託金保全用口座は.....日から保全される。

.....銀行は、政令番号... 2021/ND-CP の規定に従って上記の寄託金保全用口座を管理する責任がある。

本証明書は 3 部で作成され、2 部が企業に渡され、そのうち 1 部が企業によって保管され、1 部が労働・傷病兵・社会問題省に提出される契約に基づく外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許申請書類に添付され、1 部は銀行に保管される。

..., ... 年... 月 ... 日

法定代表者

(署名、氏名記載、押印)

企業名

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

..., ... 年... 月 ... 日

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業を実施する業務従事者のリスト

(... 年... 月 ... 日付の契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許発給の申請書番号...に添付)

企業は、添付のリストにある業務従事者の情報が正確であることを誓う。

| No | 氏名 | 生年月日 | 性別 | ID 番号 | 業務ポジ ション | 専門レベル | 外国語能 力 | 実務経験 | 社会保険コ ード番号 | 企業で社会保 険に加入し始 めた日 | 企業と締結した労働契約に関する情 報 | | |
|----|----|------|----|-------|-------------|-------|-----------|------|---------------|-------------------------|-----------------------|------|------|
| | | | | | | | | | | | 労働契約締 結日 | 勤務時間 | 契約期限 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

法定代表者

(署名、押印、氏名及び肩書明記)

企業名

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

No:

....., ... 年... 月... 日

外国で働くベトナム人労働者に関する
事業免許の変更について

宛先：労働・傷病兵・社会問題省

1. ベトナム語での企業名¹
外国語での企業名
企業名の略称
企業コード番号..... 年...月...日に初回の登録、 発給機関：.....
2. ...年...月...日に発給され、...年...月...日に...回目に変更された外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許番号..... / LDTBXH-GP に関する情報：
3. 主たる所在地：
電話番号： メール：
ウェブサイトのリンク
4. 事業免許更新申請時の定款資本：.....
5. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業における法定代表者は、Mr / Ms..... 肩書..... である。

労働・傷病兵・社会問題省が、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の第 74 条第 1 項 b 号の規定に従って免許を変更するよう要請する。

添付書類は以下を含む。

...

企業は、申請内容並びに添付書類の合法性、正確性及び真実性について、法律上の責任を負うことを誓う。

法定代表者
(署名、押印、氏名及び肩書明記)

¹ 大文字での記載

企業名

No:

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

..., ... 年... 月... 日

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第10条第1項に規定される条件を満たしていることに関する報告

I. 企業の一般情報

- ベトナム語での企業名¹
外国語での企業名（あれば）
企業名の略称（あれば）
企業コード番号..... 年...月...日に初回の登録、 発給機関：.....
2. ...年...月...日に発給され、...年...月...日に...回目の変更がされた外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許番号...../ LDTBXH-GP に関する情報：

II. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業に関する業務を実施する支店、事業所（あれば）

- 支店：（支店名、所在地、支店コード番号、事業登録日、支店に業務を委託する決定、支店長、業務従事者のリスト）
- 事業所：（事業所名、所在地、事業登録日、事業所コード番号）

III. 定款資本

- 定款資本：.....（文字で表す.....）
- 外国人である会員／株主：はい／いいえ

IV. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業における法定代表者

（法定代表者が上記の項目 I. 2 の事業免許に記載されている法定代表者から変更された場合、企業は、新しい法定代表者を証明する書類とともに、氏名、生年月日、ID 番号、職業資格、業務経験、前科を含むその法定代表者に関する情報を提供する）

V. 業務従事者

業務従事者のリストは付録 I の様式 4 号に基づく。

（企業が上記の項目 I. 2 で事業免許を発給された後に新しい業務従事者が追加された場合、企業は専門資格、卒業証書、外国語能力証明書（あれば）及び実務経験（あれば）の新しい業務従事者の関連書類を提供する。）

VI. 労働者向けのオリエンテーション教育を組織するための施設

施設名：
所在地：
教室、寮の面積：

（企業が上記の項目 I. 2 で事業免許を発給された後に新しい施設が追加された場合、企業は建物及び土地に付属する資産の所有権証明書又は賃貸施設の契約；企業に認定された設備のリスト、教室フロア及び寮のレイアウトの施設に関する関連書類を提供する。）

VII. ウェブサイトに関する情報

ウェブサイトのリンク

法律第 69/2020/QH14 第 26 条 2 項 b 号に規定される情報は、次のリンクに定期的に掲載及び更新される。

VIII. 寄託に関する情報

寄託先の銀行

寄託金保全用口座

(企業は付録 I 様式 3 号の寄託金納付証明書を添付する。)

上記は契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業の条件を満たすための見直し、変更・補足に関する..... 企業の報告内容である。

法定代表者

(署名、押印、氏名及び肩書明記)

企業名

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

No:

台湾（中国）で働くベトナム人労働者
を派遣するサービス事業登録につ
いて

..., ... 年... 月... 日

宛先：労働・傷病兵・社会問題省

1. ベトナム語での企業名¹
- 外国語での企業名
- 企業名の略称
- 主たる所在地:
- 電話: メール:
- ウェブサイトのリンク:
- ... 年... 月... 日に発給された外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許番号..... / LDTBXH-GP

2. 台湾（中国）市場業務従事者

| No | 氏名 | 生年月日 | 性別 | ID 番号 | 業務ポジ ション | 専門資格 | 外国語能力 | 実務経験 |
|----|----|------|----|-------|-------------|------|-------|------|
| | | | | | | | | |

3. 過去2年間、企業は契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者を派遣する事業において、行政違反での処罰を受けていない。

4. 添付資料は以下のとおりである。

卒業証書と外国語の証明書の写し: 部

実務経験を示す資料の写し: 部

企業は、提供した情報と添付資料が正確であることを誓う。

労働・傷病兵・社会問題省が、台湾（中国）で働く労働者を派遣する事業を実施するために台湾（中国）の管轄機関に企業を紹介するよう要請する。

法定代表者
(署名、押印、氏名及び肩書明記)

企業名

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

No:

日本で働くベトナム人労働者を派遣
するサービス事業登録について

..., ... 年... 月... 日

宛先：労働・傷病兵・社会問題省

1. ベトナム語での企業名¹
- 外国語での企業名
- 企業名の略称
- 主たる所在地:
- 電話番号: メール:
- ウェブサイトのリンク
- ...年...月...日に発給された外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許番号..... / LDTBXH-GP

2. 日本市場の業務従事者

| No. | 氏名 | 生年月日 | 性別 | ID 番号 | 業務ポジ ション | 専門資格 | 外国語能力 | 実務経験 |
|-----|----|------|----|-------|-------------|------|-------|------|
| | | | | | | | | |

3. 添付資料は以下のとおりである。

日本で働くベトナム人労働者を派遣するサービス企業の概要のシート（様式に基づく）。

専門資格の写し：.....部

卒業証書と外国語能力の証明書の写し：.....部

実務経験を示す資料の写し：.....部

企業は以下のとおり誓う。

1. 労働・傷病兵・社会問題省と日本の管轄機関との間の合意に基づいて、日本で働くベトナム人労働者を派遣する企業としての基準を満たしている。

2. 提供された情報と添付書類は正確である。

労働・傷病兵・社会問題省が、日本で働く労働者を派遣する事業を実施するために日本の管轄機関に企業を紹介するよう要請する。

法定代表者
(署名、押印、氏名及び肩書明記)

¹大文字での記載

日本で働くベトナム人労働者を派遣するサービス企業の概要

企業名：.....
法定代表者：.....
主たる所在地：.....
電話番号：..... メール：..... ウェブサイト：.....
企業登録証明書が発給された日：.....
主要事業：.....
資本：.....
売上(直近の年)：.....
正規従業員数(日本で技能実習の労働者派遣を担当する従業員数)：.....
責任者の氏名：.....
肩書：.....
オリエンテーション教育のための施設の住所：.....
電話番号：..... メール：..... ウェブサイト：.....
日本での連絡先：.....
氏名(個人の場合)：.....
代表者(法人の場合)：.....
電話番号：..... Fax: メール：.....
ウェブサイト.....

企業名

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

No:

介護職として日本で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業登録について

..., ... 年... 月... 日

宛先：労働・傷病兵・社会問題省

- 1. ベトナム語での企業名¹
- 外国語での企業名
- 企業名の略称
- 主たる所在地:
- 電話番号:..... メール:
- ウェブサイト
- ...年...月...日に発給された外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許番号..... / LDTBXH-GP

2. 日本で介護職として働く労働者のための介護職のスキル訓練と日本語教育（又は共同教育）を組織するための施設：

施設名：

所在地：

担当者：

日本語教育のための基本的な視聴覚設備：

実習室には、次のような設備と機材がある：.....

3. 介護職のスキルを訓練する講師に関する情報：

氏名：

資格と実務経験：

4. 日本語教師に関する情報

氏名：

5. 添付資料は以下の通りである。

介護資格の写し：..... 部

日本語教育卒業証書/日本語能力認定書の写し：.....

実習室及び教育施設の写真：

企業は提供された情報と添付書類が正確であることを誓う。

労働・傷病兵・社会問題省が、日本で介護職として働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業に企業が参加することを同意するよう要請する。

法定代表者

(署名、押印、氏名及び肩書明記)

企業名

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

No:

家事労働者として外国で働くベトナム
人労働者を派遣するサービス事業登録
について

..., ... 年... 月... 日

宛先：労働・傷病兵・社会問題省

1. ベトナム語での企業名¹
- 外国語での企業名
- 企業名の略称
- 主たる所在地:
- 電話番号: メール:
- ウェブサイトのリンク
- ...年...月...日に発給された外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許番号..... / LDTBXH-GP

2. 業務従事者

| No | 氏名 | 生年月日 | 性別 | ID 番号 | 業務ポジション | 専門資格 | 外国語能力 | 実務経験 |
|----|----|------|----|-------|---------|------|-------|------|
| | | | | | | | | |

3. 添付資料は以下のとおりである。

卒業証書と外国語能力証明書の写し: 部

実務経験を示す資料の写し: 部

企業は、提供された情報と添付資料が正確であることを誓う。

労働・傷病兵・社会問題省が、... で家事労働者として働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業に企業が参加することを同意するよう要請する。

法定代表者
(署名、押印、氏名及び肩書明記)

¹大文字での記載

銀行名

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

No:

実習労働者受入契約を実施するための寄託金を納付した証明書

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の細則及び施行措置を規定する 2021 年…月…日付の政令第…/2021/ND-CP 及び企業と銀行の間で署名された、……年……月……日付の寄託金保全契約番号……に基づき

銀行

住所

電話番号: Fax:

以下のとおり証明する。

ベトナム語での企業名:

企業名の略称:

企業のコード番号:

主たる所在地:

電話番号..... Fax:

口座名義: 肩書:

実習労働者受入契約を実施するため、銀行の寄託金保全用口座番号.....に..... (文字で記す:.....) の寄託金を納付した。

上記の寄託金保全用口座は.....日から保全される。

.....銀行は、政令番号... 2021/ND-CP の規定に従って上記の寄託金保全用口座を管理する責任がある。

本証明書は 3 部で作成された。1 部は企業に渡され、1 部は.....¹に送付され、1 部は銀行に保管される。

..., ... 年... 月 ... 日

適法代表者

(サイン、氏名記載及び押印)

¹労働・傷病兵・社会問題省 (訓練・職業技能水準の向上のための 90 日以上の期間での外国での職業訓練契約の場合) 又は企業の本社が所在している省レベルの人民委員会付属の労働専門機関 (訓練・職業技能水準の向上のための 90 日未満の期間での外国での職業訓練契約の場合)。

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

出国後に直接締結された労働契約のオンライン登録

宛先：労働・傷病兵・社会問題省

1. 氏名：
 2. ID/パスポート番号：.....
 3. 生年月日：...../...../.....
 4. 性別：.....
 5. 生まれた場所：
 6. 出国までのベトナムでの居住地の住所：.....
 7. 外国での連絡先の電話番号：.....
 8. メール：
 9.年....月....日に.....で署名された契約書番号.....
 10. 雇用主情報：
住所：.....
電話番号：..... メール：.....
 11. 労働契約の主要項目
業種、職種、仕事：.....
契約期間：.....
勤務先：.....
給料、手当：.....
- 私は、勤務する国の法律を厳守し、署名した労働契約に責任を負い、法律に従ってベトナム国民としての責任を果たすことを誓う。

..., ... 年... 月 ... 日

登録者

付録 II

一部の市場・業種・職種における労働者による寄託金の上限
 (2021年12月10日付の政令第112/2021/ND-CPに添付)

| No | 市場 | 業種、職種 | 寄託金の上限 (VND 建て) |
|----|----------------------|---------------|---|
| 1 | 台湾 (中国) | 遠洋漁船及び輸送船の乗組員 | 寄託金無し |
| | | 他の業種、職種 | 1200 万 VND |
| 2 | 韓国 | 遠洋漁船及び輸送船の乗組員 | 寄託金無し |
| | | 他の業種、職種 | 3600 万 VND |
| 3 | 日本、南北アメリカ、東南アジア、中東諸国 | すべての業種、職種 | 寄託金無し |
| 4 | その他の国及び地域 | 遠洋漁船及び輸送船の乗組員 | 寄託金無し |
| | | 他の業種、職種 | 勤務先からベトナムへ帰国するための片道のエコノミークラスの航空券の価値に相当する金額。 |